

議案第42号

逗子市都市公園有料の公園施設の指定管理者の指定の期間の変更について

逗子市都市公園有料の公園施設の指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 施設の名称及び位置

(名 称) 逗子市都市公園有料の公園施設

(位 置) 逗子市池子1丁目275番1ほか

2 指定管理者の名称及び所在地

(名 称) 公益財団法人逗子市スポーツ協会 会長 山口 勝

(所在地) 逗子市池子1丁目11番1号

3 指定の期間の変更

(変更前) 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

(変更後) 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年9月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

(提案理由)

逗子市都市公園有料の公園施設の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。